

スキージャム勝山パラグライダー エリアルール (2019改訂)

スキージャム勝山エリアは、(株)東急リゾートサービス・スキージャム勝山より認可を受けた、「ジャムスポーツパラグライダーズスクール」が管理する、パラグライダーのフライトエリアです。

* 以下の事項を厳守して、安全に飛行を行ってください。

【フライトの許可】

※年間メンバー、またはビジターとしてフライトの許可を得るには、このエリアルールをすべて了承した上で、「スキージャム勝山エリア 年会員申込書・誓約書」及び「健康診断自己申告書」を記入提出し、有効な JPA パイロット会員登録または JHF フライヤー登録および、取得済技能証、本人の傷害保険の加入を証明できるもの、すべてを提示した上で、下記の登録料を収めなければならない。

- 年間メンバー登録料（発行日の属する年度のみ有効） 12,000 円＋税
- ビジター 1 DAY 登録料（発行日に限り有効） 1,500 円＋税

フライトする際には、別途、フライト管理費（1,000 円@1 日）、機材搬送費用（500 円@1 搬送）を収めなければならない。

【入山簿の記入と下山チェック】

飛行する前には、所定の場所に置かれた入山簿にて必要事項を記入の上、テイクオフに上がること。

その日の飛行終了後には、必ず下山チェックをすること。

（注意）下山チェックがない場合、捜索が行われます。捜索に要した費用は、本人に負担していただきます。絶対にお忘れにならないようお願いします。

【フライトの範囲】

管理者の指定した、飛行禁止区域内への進入はいかなる場合も行ってはならない。また事前届出のない飛行は一切禁止する。

EX 証所有者がクロカンに出る場合、必ずエリア管理者に事前に届出、一人以上のサポートを確保して出ること。また、必ず予定コース等の飛行計画書を事前に提出すること。

JPA-P 証所有者は、テイクオフより半径 5 キロを超えて飛行してはならない。

【フライト規制】

- ヘルメット、5ヶ月以内にリパック済の緊急用パラシュート、ツリーランキット、デジタルスカイ無線機、予備電源（電池）、携帯電話を装備し、安全な服装で飛行すること。
- 使用する機体はメーカーの運用限界表示のあるものを使用すること。
- テイクオフはジャムスポーツの整備した所定の位置から行うこと。
- スクール生は、スクール管理者の監督下で飛行を行うこと。
- 電線、リフト、人ごみ、建造物等の上空を飛行するときは、100メートル以上の高度をとること。
* スキージャムリゾートセンター、ハーヴェストホテル上空は飛行禁止とする。
- 雲中飛行は禁止する。
- 単独フライトは禁止する。但し飛行を監視するものがある場合はこの限りではない。
- いかなる場合もエリア管理者の指示に従うこと。
- 正面芝生斜面は指定された時間・場所以外はランディングしないこと。
- やむなくアウトランディングする場合は、事前と事後にエリア管理者に連絡すること。
- 器物・農作物等に被害を与えた場合は、個人の責任において速やかに所有者に謝罪し、その損害を弁償すること。及びエリア管理者に必ず報告すること。

* 以下の気象条件下では、飛行を禁止する。

- テイクオフでの風速が 6メートル以上の場合。
- 積乱雲や寒冷前線の接近が予想される場合。
- 雲が発達して通常の飛行が困難になると予想される場合。
- 降雨、降雪がある時、または予想される場合。
- その他気象条件の急変に伴い、フライヤーの技量に応じてエリア管理者側で飛行を禁止する場合があります。

【その他】

- 航空法を厳守すること。
- 事故が発生した場合、必ず事故報告書を提出すること。
- ツリーランディングをした場合、早急に自己確保を行い、単独での脱出は避けレスキュー認定者の救助を待つこと。（ツリーラン回収費用 1 日 ¥20,000）
- 駐車場は所定の位置を利用すること。
- 空き缶、ごみは必ず持ち帰り、環境の保全に協力すること。
- 喫煙は定められた場所で行うこと。（テイクオフ場、ランディング場、講習バーン、建物内は禁煙）
- スキージャム関係者、地域住民、一般客とは、最良の関係を保つように心がけ、トラブルを起さないようにすること。